(b) ＪＣＰＯＡの採択の日から五年後の日まで、又は、ＩＡＥＡが拡大結論を確認する報告書を提出する日のうちいずれか早い方の日まで、イランの領域を原産地とするものであるか否かを問わず、安全保障理事会によって事前に個別案件毎に決定がなされない限り、加盟国の国民によって、又は、自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機を使用して行われるイランからの武器又は関連物資の供給、販売又は移転を防止するために必要な措置をとる。

(c) ＪＣＰＯＡの採択の日から八年後の日まで、又は、ＩＡＥＡが拡大結論を確認する報告書を提出する日のうちいずれか早い方の日まで、ＪＣＰＯＡの採択の日に自国の領域内に存在する資金、その他の金融資産及び経済資源を凍結し続け、この決議の附属書で特定される個人及び団体を除き、新たな決議の採択の日の時点で決議第千七百三十七号（二千六年）に従い設立された委員会により作成され維持されるリストで特定された、又は、安全保障理事会によりリストから除外された、個人又は団体により所有され又は管理される自国の領域内にある資金、その他の金融資産及び経済資源をその後いつでも凍結し、この声明において特定されている禁止された品目、資材、機材、物品及び技術の調達の関与を通じたものを含め、ＪＣＰＯＡにおけるイランの約束に反して取られたイランの拡散上機微な核活動若しくは核兵器運搬システムの開発に関与し、ＪＣＰＯＡ若しくは新たな決議を逃れ若しくはそれに反する行動において指定された個人若しくは団体を支援し、指定された個人若しくは団体の代理として若しくはその指示により行動し、又は、不正な手段を通じたものを含め、指定された個人若しくは団体により所有され又は管理されたとして、安全保障理事会により指定される可能性のある追加の個人又は団体の資金、その他の金融資産及び経済資源を凍結する。

(d) ＪＣＰＯＡの採択の日から八年後の日まで、若しくは、ＩＡＥＡが拡大結論を確認する報告書を提出する日のいずれか早い方の日まで、いかなる資金、金融資産又は経済資源も、自国の国民、自国の領域内の個人若しくは団体により、指定された個人又は団体のために利用可能となることのないよう確保する。これらの要請は、関係国により次のように決定された資金、その他の金融資産又は経済資源には適用されない。

i. 食糧、賃料又は抵当、医薬品及び治療、租税、保険料及び公共料金のための支払いを含む基礎的な経費として必要であると決定されたもの又は国内法に基づき法的役務の提供に関連して生じる妥当な専門手数料及び費用の払戻し若しくは凍結された資金、その他の金融資産及び経済資源の日常の保有若しくは維持のための国内法に基づく手数料若しくはサービス料のためのみに充てられる支払いであると決定されたものであって、関係国から安全保障理事会に対し、適当と認められる場合に、そのような資金、その他の金融資産又は経済資源へのアクセスを認める意図が通知され、かつ、安全保障理事会がそのような通知がなされてから五作業日以内に否定的な決定を行わない場合

ii. 臨時経費として必要であると決定されたものであって、そのような決定が関係国により安全保障理事会に対し通知され、かつ、安全保障理事会によって承認された場合

iii. ＪＣＰＯＡ付属書Ⅲに示された民生用原子力協力計画のために必要であると決定されたものであって、そのような決定が関係国により安全保障理事会に通知され、それが安全保障理事会によって承認された場合

iv. 司法、行政又は仲裁上の担保又は判決の対象であると決定され、当該資金、その他の金融資産及び経済資源がその担保又は判決を充足させるために使用されるものであって、その担保又は判決が決議第千七百三十七号（二千六年）よりも前に効力を生じ、この規定の指定の対象となる個人又は団体の利益のためではなく、かつ、関係国により安全保障理事会に対し通知されている場合

v. 2の規定に規定された項目に直接関連する行為、若しくはＪＣＰＯＡの履行のために必要とされるその他の行為のために必要であると決定されたものであって、そのような決定が関係国により安全保障理事会に通知され安全保障理事会により承認された場合

さらに、この規定は、関係国がその契約が、この声明で言及される禁止された品目、資材、機材、物品、技術、支援、訓練、資金援助、投資、仲介、又はサービスに関係しないと決定すること、又は、支払いがこの規定の措置の対象となっている個人又は団体により直接又は間接に受領されないこと、及び、関係国が安全保障理事会に対して、この目的のために、そのような支払いを行い若しくは受け取り、又は、適当な場合には、資金、その他の金融資産、若しくは経済資源の凍結の解除を承認する意図を、そのような承認の十作業日前までに通知することを条件として、指定された個人又は団体が、指定以前に締結した契約に基づいて支払いを行うことを妨げるものではない。

さらに、国家は、この規定に従って、凍結された口座にかかる未払いの利息若しくは収益、又は、口座が凍結された日以前に生じた契約、合意若しくは義務に基づく支払いを、そのような利息、収益、支払いが引き続きこれらの措置の対象として、凍結され続ける場合には、凍結された口座に追加することを許可することができる。

(e) この規定は、ある国に対して自国民が自国の領域内に入ることを拒否するよう義務付けるものではないが、ＪＣＰＯＡの採択の日から五年後の日まで、又は、ＩＡＥＡが拡大結論を確認する報告書を提出する日のいずれか早い方の日まで、6(c)の規定に規定される個人が自国の領域に入国し又は領域を通過することを防止するために必要な措置をとる。この規定により課される措置は、安全保障理事会が、宗教上の義務を含む人道的な必要性を理由として、そのような移動が正当化されることを個別の案件に応じて決定する場合、又は、安全保障理事会が、例外を設けることが、ＩＡＥＡ憲章第十五条が想定するものを含む新たな決議の目的を促進すると結論付ける場合には適用されない。

(f) 決議及び安全保障理事会により提供される指針に従って、ＪＣＰＯＡ又はこの声明に含まれる規定に反して供給、販売、移転、又は輸出される品目に関して求められる行動を取り、そのような努力に協力する。

7. 全ての加盟国は、当該貨物がＪＣＰＯＡ又はこの声明に含まれている規定に反して供給、販売、移転又は輸出が行われている品目を含むと信じる合理的根拠があることを示す情報を当該国が有する場合には、自国の法的権限及び国内法令に従い、かつ国際法、特に海洋法及び関連する国際的な民間航空協定に適合する範囲内で、海港及び空港を含む自国の領域内で、イラン向け及びイランからの全ての貨物を検査することにより、ＪＣＰＯＡの完全な履行を促すことを要請され、又、その船舶がＪＣＰＯＡ又はこの声明に含まれている規定に反する品目の供給、販売、移転又は輸出を行っていると信じる合理的根拠があることを示す情報がある場合には、旗国の同意の下、公海上での検査に協力することを要請される。

中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国、合衆国及び欧州連合は、ＪＣＰＯＡを支持する決議の採択に際して、安全保障理事会が、これらの規定の加盟国による実施を監視し支持するための行動を取り、この声明の2の規定に示される提案を見直し、加盟国からの質問に回答し、指針を提供し、及び決議に反するとされる行動に関する情報を審査することを含む、この声明に規定される任務を直接遂行するための実務的な取決めを策定するとの理解に留意する。さらに、これらの国は、安全保障理事会が事務総長に対し、これらの規定の実施状況につき、六か月毎に安全保障理事会に報告することを求めることを提案する。

この声明の規定の期間は、半年毎に開催される閣僚級会合の参加者の要請を受けて、合同委員会により見直される可能性があり、合同委員会は、コンセンサスにより安全保障理事会に勧告を行うことができる。

附属

1. アーガー＝ジャーニー、ダウード
2. アラーイー、アミール・モアッイエド
3. アスガルプール、ベフマン
4. アシアーニー、モハンマド・フェダーイー
5. アシュティアーニー、アッバース・レザーイー